射出成形機を安全にお使い頂くためのお願い

(社)日本産業機械工業会 プラスチック機械部会 メンテナンス委員会

はじめに

射出成形機の安全装置整備不良によって労働災害が引き起こされた場合、怪我をされた方ならびにそのご家族の方々のお困りはもとより、単に現場管理者が責任を問われるだけでなく、同管理者を任命監督する経営トップにその使用者監督責任が及ぶ民法違反(715条2項)凡例が近年出ております。 厚生労働省通達501号(平成13年6月1日付け)「機械の包括的な安全基準に関する指針ついて」では、機械製造者側が、災害防止装置を機械に盛り込み、その装置の使用方法を使用者側(お客様)に周知させることに加え、機械使用者側(お客様)による安全管理を求めているのも、先進的と言われる欧米(米国ANSI/SPI B151.1-1997等)の規準に合致したもので、災害時の本通達への違反に対する罰則は厳しくなるものと考えられます。

当委員会では、射出成形機の労働災害防止のため、お客様が留意すべき項目を以下に 提言いたしますので、機械製造業者の協力も得て遵守徹底戴くよう宜しくお願いいたし ます。

機械の安全装置等の不安全事例

1. 安全カバーや扉の切欠・取り外し



反操作側が一開放しまれに固定



端子箱が -取り去り

2. 緊急停止スイッチの破損





3 . 油圧・電気安全回路部品の機能停止



パージングカバー開放



針金固定、リミットスイッチ機能停止

お客様へのお願い

厚生労働省通達501号「機械の包括的な安全基準に関する指針ついて」は、厚生労働省労働基準局から各都道府県労働局長宛てに発令されたものであり、機械の製造業者と事業者(お客様)が、労働災害を防ぐため遵守すべき指針を次の通り明示しています。

指針第9項「事業者によるリスク(労働災害発生の可能性)低減の手順」

- (1) 事業者は、機械を労働者に使用させるときは、製造者等から提供された使用上の情報の内容を確認すること。この場合において、事業者は、必要に応じて、リスクアセスメント(労働災害発生の可能性評価)を行うこと。
- (2) 事業者は、使用上の情報又は自ら行ったリスクアセスメント(労働災害発生の可能性評価)の結果に基づき、必要な安全方策を行うこと。

指針第10項「注文時の条件」

機械の製造を注文する者(お客様)は、当該注文の条件が本指針の主旨に反することがないよう配慮すること。

これに基づき、当委員会はお客様に以下の通りお願いを致します。

- 1. 不安全な機械改造の製造者への要求や自分での改造はしないこと
- 2. お客様(管理責任者)には成形機の状態の定期点検を行って戴き、不安全状態では機械を稼働させないこと
- 3. 機械の安全装置を不良状態のまま放置せず、速やかに修理すること

以上